

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1732号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 十日町市	(略) 十日町警察署倉俣駐在所	2級地	(略) 十日町市	(略) 十日町警察署倉俣駐在所 <u>十日町警察署室野駐在所</u>	2級地
(略) 佐渡市	(略) (略) <u>出納局管理課佐渡分室</u>  (略) 佐渡高等学校 <u>佐渡高等学校相川分校</u>  (略) (略)		(略) 佐渡市	(略) (略) <u>出納局会計検査課佐渡分室</u>  (略) 佐渡高等学校  (略) (略)	
(略)			(略)		
佐渡市	佐渡東警察署鷺崎駐在所 (略)	5級地	佐渡市	<u>水産海洋研究所佐渡水産 技術センター多田駐在所</u> 佐渡東警察署鷺崎駐在所 (略)	5級地
(略)	(略)		(略)	(略)	

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。